

群勞発基 1201 第 1 号  
令和 2 年 12 月 1 日

一般社団法人  
高崎労働基準協会長 殿

群馬労働局長



群馬県特定（産業別）最低賃金の会報誌(紙)等への掲載依頼について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御支援と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）につきましては、令和 2 年 10 月 3 日に改正発効し、また、群馬県特定（産業別）最低賃金（4 業種）につきましても、令和 2 年 12 月 31 日に改正発効することが決定しました。

これにより、群馬県内で適用される最低賃金はすべて改正することとなりました。

今後、群馬労働局においては、改正後の最低賃金の周知と履行確保及び中小企業・小規模事業者の賃金引上げの支援（各種助成金の交付）を行ってまいります。

つきましては、貴団体（社）が発行している会報誌(紙)、ホームページ等で、別添掲載例文を参考にして取り上げていただきたく、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

守ってね！最低賃金。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

	群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)	1時間837円	発効日 令和2年10月3日
特 定 最 低 賃 金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】 群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最 低賃金	1時間921円	発効日 令和2年12月31日
	【一般機械器具製造業最低賃金】 群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・ 装置、その他のはん用機械・同部分品、金属 加工機械、その他の生産用機械・同部分品、 事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器 具製造業最低賃金	1時間910円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】 群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	1時間910円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】 群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金	1時間910円	

- 18歳未満又は65歳以上の方や、定められた軽易な業務に従事する方については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外されます。
- 最低賃金の対象となる賃金には、臨時又は1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外・休日・深夜労働の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は算入されません。
- 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方等については、使用者が労働局長の許可を受けた時は、労働能力その他の事情を考慮して減額した額により最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

※ 詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話027-896-4737）又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局ホームページアドレス：<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>

※ 群馬県最低賃金（地域別最低賃金）引上げ支援の「業務改善助成金」もご活用ください。

問い合わせ先：雇用環境・均等室 電話027-896-4739